

〔昭和七年五月〕

〔表紙〕
一 学生思想問題調査委員会答申

学生生徒左傾の原因

学生生徒左傾の対策

答 申

〔加紙〕
四、一五受

昭和六年七月七日日本調査会ニ諮問相成タル「学生生徒左傾ノ原因」並びニ「学生生徒左傾ノ対策」ニ就イテハ爾來總會五回、小委員会十七回、整理委員会八回ヲ開催シテ慎重審議ヲ重ネ昭和七年五月二日ノ總會ニ於テ夫々左記ノ通可決致シタルニ付此段及答申候

昭和七年五月五日

学生思想問題調査委員会々々長

鳩山一郎

(注記1)
文部大臣 鳩山一郎殿

〔中表紙〕
「学生生徒左傾の原因」

学生生徒左傾の原因

一 社会の情勢

一 資本家と労働者との生活の甚しき懸隔及び農村の著し

き疲弊

二 労働問題及び小作問題の激化

三 中産階級の経済的顛落

四 卒業後に於ける就職の不安

五 政界の腐敗

六 政治並びに政党に対する不満

七 民衆の立憲自治の意識の不足

八 物質偏重的傾向

九 多数結束して目的を達成せんとする傾向

一〇 共産主義及び其の運動の真相に関する認識不足

左傾学生・生徒の社会問題に対する関心の原因は、主として現時の世界の経済的・政治的情勢並びに我が国経済界及び政界の情勢に不満を感じ、疑問をもつに始る。

経済界の諸問題・政界に於ける瀆職、選挙に於ける不正行為等の事実が、或は新聞・雑誌に報道・論議せらるゝを見、或は直接自己の生活体験に訴へてこれに対する疑惑を懐き、漸次社会問題に興味を有するに至る。而してこれ等の問題を解決するためには、政治の力未だ十分に現れず、労資の協調未だ予期の効果に達せず、貧富の懸隔いよ／＼甚だしきを見て、彼等は遂に社会の現状を根本的に変革せんとする左傾思想に転移するに至る。更に又国民の立憲自治の意識の不徹底、社会の物質偏重的風潮は、左傾思想の乗ずべき間隙を生じ、社会の附和雷同的傾向と責任觀念の弛緩と共産主義及び其の運動の真相に関する認識の不足と

は、青年をして左傾的行動に赴かしむる素地をなすものなり。

二 思想界・学界の傾向

- 一 プロレタリア文芸並びにマルキシズム理論の流行
- 二 新聞・雑誌記事の左傾的論調
- 三 外国思想の模倣
- 四 自然科学的見地の誤用
- 五 国体に関する理論的研究の不振
- 六 我が国固有文化の研究の不振
- 七 マルキシズムの批判的研究の不振

青年の左傾するに至るは、現代我が国の思想界・学界の風潮に誘導せらるゝもの少からず。

所謂プロレタリア文芸及びマルキシズム理論の流行は、自ら感激し易き青年を偏頗なる見解と同情心とに導き、これをして冷静なる思慮は失はしめ、新聞・雑誌の左傾的論調は、青年をして社会の現状に疑義を挟ましむ。又外国思想の盲目的模倣に専らにして、自然科学的見地に偏倚し、我が国特有の文化の研究不振を極め、而して国体觀念に対する明確なる認識の不足の結果は、マルキシズムに対する批判的研究の不振と相俟つて、青年をして左傾思想に対する正当なる判断力・批判力を失はしむるに至る。

三 教育の欠陥

- 一 国体觀念に関する教育の不徹底
- 二 修身・歴史・地理・国語・漢文等諸学科教授の不徹底

三 人生觀・社会觀に関する教育の不十分

四 創造力及び批判的の涵養に関する教育の不十分

五 情操・意志の陶冶の不十分

六 教師の教育者としての自覚並びに識見及び修養の不十分

七 教師と学生・生徒との個人的接触の機会及び設備の不十分

八 学生・生徒の定員数の過大なるによる訓育の不徹底

九 教育制度の、社会の必要に対する不適合

一〇 家庭及び学校に於ける教育觀の功利的傾向

一一 家庭に於ける宗教及び道德の形式化

現在の学校教育は、創造力・批判力の涵養不十分に於て、又人生觀・社会觀に対する自覚・信念を養成する方面殆どなく、特に我が国の深遠なる国体に対する明確なる觀念を養成するに欠くる所あり。かゝる教育の結果は、学生・生徒をして現下の社会問題・思想問題に関する正当なる推理力・判断力を育成せしむること能はず、又人格の養成殊に我が国民としての性格の涵養足らざる所あり。又現在の教育制度は、社会の實際に適應せず、且学生・生徒の定員数過大なるため個性に應ずる訓育十分に行はれず。凡そこれ等の事情は、学生・生徒をしてマルキシズムに赴かしむる有力なる原因となるものなり。而して教師の教育者としての自覚並びに識見・修養の不足も、かゝる結果を生ぜしむるに重大なる關係あり。又家庭及び学校に於ける教

育観が功利に走り、宗教的情操及び道徳的観念を養ふに不十分なることも亦其の責なしとせず。

四 マルキシズムの性質

- 一 理論体系に整備の観あること
- 二 現代社会の欠陥を批判せること
- 三 社会改造の目標を示せること
- 四 新興の学説と考へられをること
- 五 観念的に非ずして実践的なること

マルキシズムは其の理論体系に於て一見極めて整然たる観を呈する故に、合理を要求する青年の心理に最もよく適合す。且其の説たるや社会の欠点を批判し、しかもこれが改造の目標を示せる点はよく青年の心情を惹くに足る。彼等は冷静にこれを批判することなく、其の学説の新奇なるに迷ひ、且実践的なるに惹かれて遂にこれを信奉するに至るなり。

五 左傾運動

- 一 左傾団体の宣伝・煽動
- 二 左傾分子の誘惑
- 三 左傾文献の研究
- 四 学内言論・出版物の左傾化
- 五 学内左傾事件

学生・生徒をして左傾運動に加入せしむる直接の原因は、学内及び学外に於ける左傾運動の誘惑なり。即ち学外にありては、共産党・共産青年同盟及びその外廓団体又は

プロレタリア文化団体等、学内にありては、それ等の学内班並びに読書会・自治学生会等の巧妙なる組織と執拗なる宣伝・煽動なり。而して友人・先輩等に左傾分子ある時は、其の誘惑最も強し。又マルキシズム理論・プロレタリア文芸等に関する文献の過激なる言辭は、青年を駆つて實際運動に赴かしむること少からず。又学内より発行さる、出版物及び学内に開催さる、弁論会・討論会等の左傾的傾向に刺戟され、或は又学内に於ける盟休・紛擾事件等の左傾的事件に動かされて左傾運動に加るものあり。

六 青年の心理

- 一 感激性 單純性
- 二 輕信性 雷同性
- 三 正義感 同情心
- 四 知識欲 合理性
- 五 反抗性 鬭争性
- 六 極端性 無謀性
- 七 好奇心 模倣性
- 八 功名心 虚栄心
- 九 支配欲 優越性

青年は概ね經驗未だ狹隘にして、且冷静に思慮を廻らす余裕なく、又正義感・同情心強く、知識欲と合理性とに富む。随つて社会の情勢に動かされて軽々しく新思想を信じ、忽ちこれに感激して褊狭なる思想を固執し、反抗と鬭争とを敢へてし、遂には極端にして無謀なる行動に出づる

に至る。

又或は好奇心に駆られ、新奇なる言動を模倣し、功名心・虚栄心を満たさんとし、或は支配し、優越せんとする傾向より左傾するものなり。

七 境遇及び素質

一 家庭の貧困・不和、家庭に於ける不遇、富裕にして不節制なる家庭生活等

二 強情・執拗・粗放・褊狭・直情径行・熱情・義侠等

三 生理的虚弱・病氣・不具等

左傾せる学生・生徒の中には、中産階級の子弟にして順境に育ち、且素質も悪しからず、身体も強健なるもの少からず。然れども少数のものに就いては、家庭の貧困・不平等の如き特殊の環境及び強情・執拗等の性質、身体の不健全が誘因となりて左傾する場合あり。

〔中表紙〕 「学生生徒左傾の対策」

学生生徒左傾の対策

学生・生徒左傾の原因は、別紙調査に記載せる如く、一、「社会の情勢」二、「思想界・学界の傾向」三、「教育の欠陥」四、「マルキシズムの性質」五、「左傾運動」六、「青年の心理」七、「境遇及び素質」等の諸方面に存するが故に、其の対策も亦これ等の全般に亘つて攻究せざるべからず。而して教育は、人心を啓発し、思想を指導するものなるを以て、広く上述

の原因の各項に關係するものと謂ふべし。此の点より見て、これに關する対策を講ずること最も緊要なりとす。然りと雖も、思想問題は独り教育のみに依りてこれを解決し得るものにあらず、同時に政治・行政並びに社会改善等の方面に於ても、それ／＼其の原因に対応して適切有効なる方策を講ずるの必要あるを認む。

学生・生徒左傾の原因中、六、「青年の心理」七、「境遇及び素質」に就いては、家庭教育・学校教育及び社会教育に於て十分なる注意を払ひ、適切なる措置をなすと共に、其の個性並びに個人的境遇に留意して適當なる教導をなさざるべからず。又四、「マルキシズムの性質」に關する対策は、思想界・学界に關する対策の条下に於て自ら併せ考慮せらるべきものとす。随つて以下に於て、一、「社会の情勢」二、「思想界・学界の傾向」三、「教育の欠陥」五、「左傾運動」に關して其の対策を叙述すべし。

一 社会情勢の改善

社会情勢の改善は、政治・經濟の制度・組織及び其の運用の改善並びに国民精神の作興に依らざるべからず。而して其の根本は、社会の指導的地位にあるものの反省と自覚とに俟つもの多し。就中為政者・資本家等が常に国家公共の立場に立つて行動し、真に国家の公務に当り、社会の儀表たるの責任を尽くさざるべからず。一般国民も亦時弊に鑑み、立憲自治の民たるの自覚を持し、特に現下の物質偏重並びに多数の力を持つ威迫的傾向等を矯め、中正穩健な

る精神を振作せざるべからず。これを要するに、国民たる自覚に基づける健全なる精神を振興せしめ、以て各種の弊害を匡正することを必要とす。

前述の趣旨に依り、実行を必要とする事項を挙げれば左の如し。

一 党争の弊害を除去し、選挙の浄化を図り、議会の機能を振作して議会制度に対する国民の信望を高むること。

二 公務に対する厳肅なる義務観念を振起し、政界の綱紀を肅正し、政治・行政の公正を期すること。

三 我が国情に適する社会政策を充実に、無産者及び小産者の生活不安を除き、其の他適切なる産業政策に依りて国民生活の向上を期すること。

四 時代の推移に対して富豪及び有産者の自覚を促すと共に、財力に応じて国民の経済上の負担の公正を期すること。

五 学校卒業者を適當なる職業に就かしむるため、組織的機関を特設すること。

六 立憲自治の精神と其の実行力とを涵養せしむるため、適當なる機会を利用して政治的訓練の普及徹底を図ること。

七 政治教育若しくは政治的訓練を目的とする指導機関を新設又は助成すること。

八 多数結束して不当なる目的を達成せんとする行動に対

して、其の処置を厳正にすること。

九 講演・印刷物等に依り、共產主義運動の目的・方法の不正・不法なる実状を世人に認知せしめて、これを予防警戒せしむること。

二 思想界・学界の匡正

現時我が国思想界・学界の傾向は、外国文化の模倣を事とし、徒に新奇を尊び、我が国固有の精神・文化を忘るゝの嫌あり。又自然科学的見地誤用せられて、理想主義的見地は殆ど等閑視せられ、物質偏重の風潮益々助成せらるゝ傾あり。其の結果として思想・学問の動搖・不振を来し、ために左傾思想の横行を見るに至れり。されば今日の学界・思想界に於て最も緊切なるは、我が国の独自性を自覚し、国体観念を理論的に闡明し、固有文化の研究を盛にし、理想主義を高調するにあり。而してこれに依りて我が国独自の思想・文化の發揚に努め国民生活の指導原理の確立を図ると共に、外来思想、就中マルキシズムの批判を徹底せしめ、更に其の結果を広く一般国民に普及せしめざるべからず。又健全なる学芸の研究を奨励し、新聞・雜誌等の論調・記事を適正ならしむること肝要なり。

前述の趣旨に依り、実行を必要とする事項を挙げれば左の如し。

一 我が国体・国民精神の原理を闡明し、国民文化を發揚し、外来思想を批判し、マルキシズムに対抗するに足る理論体系の建設を目的とする、有力なる研究機関を

設くること。

二 時勢に適応せる精神文化の研究に対して奨励金を与へ、又思想の指導上有益なる文献の出版を奨励すること。

三 宗教的情操の涵養を奨励し、人格の陶冶と国民精神の培養とに資すること。

四 小説・音楽・演劇・映画・ラヂオ等に依り、健全なる人生観・社会観の普及に努むること。

五 新聞・雑誌が、適実なる報道、公正なる批判に依りて中正穩健なる与論の作興に資するやう留意を促すこと。

三 教育の改善

今日の学校教育は知識を偏重し、形式的注入に流れ、教育の効果を挙ぐるに於て遺憾多し。現下最も緊要とする所は、教育に関する誤れる見解を匡正し、克く教育の本質を把握し、其の真意義を発揮するにあり。これがためには教育の中心を全人格の完成に置き、知識の偏重を排し、情操・意志の陶冶を重んじ、国体観念と相連関せる人生観・社会観を基として創造力・批判力を養ひ、実践を重んじ、功利的観念の偏重を斥けざるべからず。而してかゝる教育を施すには、教師は常に生徒に親接し、身を以てこれを啓導し、個性に応じてこれを薫化すること肝要なり。上述の目的を達成するためには、学校の制度・組織・施設を改善すると共に、教育の内容並びに其の方法を改良し、更に進

んで教師に人材を招致するの方策を講ぜざるべからず。尚家庭教育にありては、克く我が国固有の家族制度の美風を発揮し、人格的薫陶の徹底を期すること緊要なり。

前述の趣旨に依り、実行を必要とする事項を挙げれば左の如し。

一 学校教育に於ける教授・訓育の内容・方法及び制度・組織・施設等の改善を目的とする、有力なる調査機関を設くること。

二 学校に於ける諸学科の教授内容と学生の思想傾向との關係を具体的に調査し、其の結果を有効に実施すること。

三 一学校及び一学級の定員数を減少して、個別的啓導の実を挙ぐること。

四 諸学科を通じ、国家・社会の実相に関する正確なる知識を与へ、学生・生徒をして、これ等に関して皮相なる公式的見解を懐かしむるの弊を改むること。

五 学校及び職業選択の指導をなし、学生・生徒をして、其の資質及び境遇に応じて適切なる進路を取らしむること。

六 教師の養成並びに検定の方法を改善し、教師の識見と教養とを高むること。

七 教育界に人材を挙げ、其の待遇の改善を図ること。

八 教師の社会問題・思想問題等に関する知識を高め、これに対する批判力・指導力を養はしむるため講習会を

開き、又は其の他適當なる施設をなすこと。

九 家庭に於ける躰を重んじ、且学校教育にのみ依頼するの弊を除くと共に、家庭と学校との連絡を一層密接ならしむること。

十 虚栄的・功利的動機より子弟を漫りに高等教育機関に入学せしむる弊風を改むること。

四 左傾運動の防止

学生・生徒にして左傾運動に関与するが如きは、其の本分に違ひ、社会及び学校の秩序を紊すのみならず、他の善良なる学生・生徒をして前途を誤らしむる機縁となるが故に、学内と学外とを問はずこれを嚴重に取締ると共に、一面に於ては、教育の機関たる学校の本旨に照らして、指導・訓育に就いても十分なる努力をなさざるべからず。又一般の学生・生徒に対して、左傾運動の真相を知らしめてこれを警戒せしむるのみならず、誤れる自由の觀念を破り、自重・自律の精神、旺盛なる責任觀念を養はしむること極めて緊要なり。而して学生・生徒の左傾運動は、一般左傾運動と密接なる關係を有するを以て、其の防止の実を挙げんがためには、一般左傾運動防止の方策を周密にせざるべからず。

前述の趣旨に依り、実行を必要とする事項を挙げれば左の如し。

一 共産党・共産青年同盟及び其の外廓団体・プロレタリア文化団体等の運動を嚴重に取締ること。

二 学内及び学外に於ける学生・生徒の左傾運動に就いては、学校・家庭・内務及び司法機関相連絡して其の取締を周密にすること。

三 学生・生徒に左傾運動の不正・不法なる実状並びに其の取締処分の結果等を知らしめて、予防的效果を挙ぐるに努むること。

四 総べての教師をして、左傾運動の防止に一層の努力をなさしむること。

五 処分を受けたる学生・生徒を啓導して改悛せしむるために、適當なる施設をなすこと。

六 左傾的理論及び文芸の宣伝に対して、健全なる思想を普及する方法を講ずること。

七 健全なる自覚的青年運動並びに修養団体の活動を指導・奨励すること。

八 学校と家庭との連絡を密接にして、学生・生徒左傾の防止並びに匡正を一層有効ならしむること。

九 学友会其の他の附帯施設の本旨を發揮するに努め、其の左傾運動に利用さるゝことを防遏すること。

(注記)

〔三〕(簿冊内件名番号)

〔思想対策協議会参考資料 内閣
官房総務課〕 2A, 40, ㊟231